平成２８年（フ）第２４１号
佐賀県多久市東多久町大字別府4372番地１
ダンデライオン102号
債務者　芦屋　慎吾
１　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江越　正嘉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２８６号
群馬県伊勢崎市曲輪町26番８号
債務者　長谷川ひさ江（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
三重県松阪市久保町822番地３　ウォータームーン407号室、旧住所三重県松阪市清生町617番地21　メゾン松阪105号室、三重県松阪市山室町244番地２　ロイヤルリング302
債務者　大川　　修
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２６３号
高知市城山町199番地３　コーポ城山305
債務者　松本みよ子
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０７号
北海道伊達市南黄金町70番地４黄金団地205号、前住所北海道伊達市舟岡町312番地８
債務者　村田　佳奈（旧姓清水頭）
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
愛知県一宮市開明字菖蒲田22番地１
債務者　瀬崎　弘子
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７２号
兵庫県小野市小田町1910番地の593
債務者　長谷川明美
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２３４号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住15―201
債務者　佐藤めぐみ
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１０号
長崎県諫早市多良見町化屋1782番地１
債務者　山本　隆裕
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦7940番地６
債務者　小早川展久
１　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３８０号
兵庫県加古川市平岡町新在家680番地の４、従前の住所兵庫県加古郡播磨町大中３丁目８番１号
債務者　澗渕　啓子
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３８５号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番８―305号エクセレント宝殿３号棟、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口808番地の12
債務者　村田　宗晶
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０７号
兵庫県姫路市飾西741番地101
債務者　安永　康子
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４１５号
兵庫県加古川市新神野２丁目22番３―204号
債務者　寺本　　剛
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８号
長崎県五島市木場町1000番地
債務者　山口　和義
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第８５号
長野県諏訪市大字豊田文出331　コーポ八ヶ峰103、前住所長野県駒ヶ根市赤須町４番14号
債務者　川嵜　邦夫
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２６５号
和歌山市梶取244番地26
債務者　福本　崇人
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係